

## 4. 家庭の状況に合う支援を受けたい

### (1) 傷病手当金

会社員や公務員の方が、病気などで働けなくなったときに、生活を支えてくれる制度です。健康保険、共済組合等に参加している被保険者本人が、給料がもらえない場合などに、ある程度の収入が保障されます。

健康保険・共済組合等への加入期間が1年以上あれば、退職後も傷病手当金の給付が受けられる場合があります。退職日までに連続した3日以上を含む4日目以降を欠勤し、以下の条件を満たしていることが条件です。

会社員や公務員の方向けの制度です



#### 対象となる人

健康保険、共済組合、船員保険に参加しているご本人（被保険者）

#### ▲ 対象の条件

- ・ 病気のために仕事ができない
- ・ 連続する3日を含み、4日以上仕事を休んでいる
- ・ 賃金（報酬）が支払われない

※賃金（報酬）をもらっていても、その額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、傷病手当金は賃金（報酬）との差額分が支払われます。



#### 覚えておくとよいこと

- ・ 支給期間は休職4日目から1年6ヵ月間です。
- ・ 担当医師の証明、事業主（会社）の証明が必要になります。
- ・ 会社を退職する前に、加入している医療保険窓口にご相談しましょう。

📞 問い合わせ先 加入している各医療保険の窓口 ➡ P96

### (2) ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭（母子および父子家庭等）の医療費を助成する制度です。所得制限があります。

ひとり親家庭や小児向けの制度です

#### 👤 対象となる人

各種医療保険に参加している以下の方

- ① 母子家庭の母と児童
- ② 父子家庭の父と児童
- ③ 養育する父母がいない児童

#### ⚠️ 対象の条件

事前に申請が必要です。この制度での「児童」とは18歳未満の子どもで、18歳に達した日の属する年度の最初の3月31日までです。



📞 問い合わせ先 各市町村の児童家庭課など ➡ P94

### (3) 一部負担金の減免制度

災害や失業などにより生活が苦しく、医療費の負担が困難な方に、一定期間内に限り一部負担金（ただし自己負担限度額内）の減額または免除をする制度です。

生活が困窮した方向けの制度です

申請は、患者自身で行う必要があります。所定の審査を経た上で減額または免除された一部負担金は、加入している医療保険者から支払われます。

なお、健康保険の場合は、失業を理由とする減免制度は設けられていません。



📞 問い合わせ先 加入している各医療保険の窓口 ➡ P96